

決 定

名古屋市昭和区白金3丁目1番9号

再生債務者 株式会社渡辺自動車

代表者代表取締役 生山忠夫

主 文

- 1 株式会社渡辺自動車について再生手続を開始する。
- 2 再生債権の届出期間等を、次のとおり定める。
 - (1) 再生債権の届出をすべき期間
令和2年10月19日まで
 - (2) 認否書の提出期限
令和2年11月2日
 - (3) 一般調査期間
令和2年11月9日から令和2年11月16日まで
 - (4) 財産目録・貸借対照表(民事再生法124条)、報告書(同125条)の提出期限
令和2年11月16日
 - (5) 再生計画案の提出期限
令和2年12月21日
- 3 再生債務者は、再生計画認可決定確定までの間、毎月ごとの再生債務者の業務及び財産の管理状況についての報告書を、当該月の翌月25日までに、当裁判所に提出しなければならない。

理 由

本件記録によれば、再生債務者は、民事再生法21条1項に該当する事実が認められ、同法25条各号に該当する事実は認められない。
よって、本件申立ては理由があるので、主文のとおり決定する。

令和2年9月14日午前10時

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判官 寺 本 明 広

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 井 畑 弥 雄

